

令和6年度 会計年度任用職員（取引指導調査員）募集要項

1 募集職名

取引指導調査員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づき任用される会計年度任用職員)

2 職務内容

東京都消費生活条例、特定商取引に関する法律及び消費者安全法に基づく事業者の調査・指導等に関する業務

- (1) 担当事案に係る情報収集及び消費者調書作成業務
- (2) 法令等に基づく事業者等に対する立入検査業務（従業員調書作成等を含む）
- (3) 立入検査実施後の資料分析及び報告書作成業務
- (4) 法令等に基づく事業者の調査・指導等業務
- (5) 法令等に基づく事業者処分関連業務
- (6) その他(1)から(5)までの業務を行うために必要な業務

3 採用予定人員 1名

4 勤務場所

東京都生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課

(所在地) 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎18階中央

5 応募資格

不適正な取引行為に関する事業者の処分・指導等に前向きに取り組む意欲があり、一定の事務処理能力（ワード・エクセルによる文書作成等）を有し、次の条件すべてに該当する方。

- (1) 警察、行政機関等において、法令等に基づく調査及び調書作成等の経験があること。
- (2) 不適正取引対策事業に関心があること。

6 勤務条件

- (1) 任用期間 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

- (2) 勤務日数 月16日（土曜、日曜及び祝日は除く）

- (3) 勤務時間等 所定勤務時間は、休憩時間を除き、一日につき7時間45分とする。

①8時から16時45分まで、②9時から17時45分まで、③10時から18時45分までなど、複数の勤務時間からの選択が可能。

※ 調査等の職務上の都合により、勤務時間が選択できないことがある。

※ 常勤職員の対応に準じたオフピーク通勤等への協力を依頼することがある。

※ 所属長の命により超過勤務が生じることがある。

- (4) 休暇等 (有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇 (※)
(無給) 育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業
※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
- (5) 報酬等 月額 196,500 円 (令和 6 年度の額であり、改定される場合あり)
※通勤手当相当額を別途支給 (上限 55,000 円/月)
※原則として毎月 15 日に支給
※一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
- (6) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険を適用
※一部自己負担あり
- (7) 福利厚生 健康診断、互助事業あり
- (8) 服務 地方公務員法等に定める分限・懲戒処分の適用対象
- (9) 災害時対応 災害が発生した場合に災害対応の職務を行うことがある。

7 申込方法

申込書類を下記申込先に郵送又はメールにて申し込みください。

申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。

(1) 申込書類

会計年度任用職員申込書 (志望動機欄に 200 字程度で応募動機を記載してください。)

(2) 申込期限

令和 6 年 3 月 15 日 (金曜日) 15 時 (必着)

(3) 留意事項

メールで申し込みされる場合は、宛て先間違い等のないよう十分にご注意の上、件名の頭に「【採用申込】」と記載してください。

8 選考方法

(1) 第一次選考 書類審査

(2) 第二次選考 面接 (令和 6 年 3 月 19 日 (火曜日) 実施予定)

合否結果については、本人宛て郵送により通知します。

※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関する問合せには、一切応じませんので御了承ください。

9 申込先・問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 18 階中央
東京都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課管理担当 三木・岩石
電話 (直通) 03-5388-3053

メールアドレス S1121401@section.metro.tokyo.jp